

東労基発 1129 第 1 号
令和 6 年 11 月 29 日

東京都商工会連合会
会長 殿

東京労働局労働基準部長



冬季における転倒災害防止について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東京労働局管内の休業 4 日以上之死傷災害（令和 6 年 10 月末速報値）は、新型コロナウイルス感染症によるり患を除くと、8,407 人となっており、前年同期と比べ 2.3% の増加となっています。このうち、転倒災害は 2,327 人と全体の 27.7% を占めており、また、前年同期に比べ 9.4% 増加している状況にあります。

こうした中、冬季においては、積雪・凍結を原因とする転倒災害、交通労働災害、除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が多発することが懸念されます。東京都内においても、令和 6 年 2 月 5 日の積雪（都内：8 cm）により転倒災害が多発しており、積雪・凍結を原因とする転倒災害を防止するため、気象情報の活用によるリスク低減の対策を講じることが重要となります。

今般、冬季における転倒災害防止を目的とした別添のリーフレットを作成しましたので、御活用いただき、傘下会員に対し、貴団体の広報媒体等を通じた周知に御協力賜りますようお願いいたします。

〔リーフレット掲載先（東京労働局ホームページ）〕

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/tentou.html

